

1 計画(平成30年3月策定)について

【位置づけ】 都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画（アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）及び国のアレルギー疾患対策基本指針に基づき策定）

【概要】 アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応するため、施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理するとともに、12の施策を示して対策を推進

【計画期間】 平成29年度から令和3年度までの5年間

2 改定の方向性

【計画改定の背景】

- 現行計画期間が令和3年度末で終了
- 国が「アレルギー疾患対策基本指針」を令和3年度中に改正予定
- ⇒ アレルギー疾患を取り巻く現状や「東京都アレルギー疾患対策検討委員会」等の意見を踏まえて改定

【改定案の概要】

- 現状の取組を継続し、着実に対策を推進するとともに、課題に対応した施策を展開
- 計画期間：令和4年度から8年度までの5年間

施策の柱 I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進	施策の柱 II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備	施策の柱 III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり
【普及啓発の強化・見直し】 ○「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、インターネットを活用した啓発の強化 ○出産を控える家族への啓発強化	【医療従事者の資質向上】 ○インターネットの活用等により、医療従事者向け研修を充実 【医療提供体制の整備】 ○アレルギー疾患医療拠点病院等と地域の医療機関との連携強化 ○アレルギー疾患医療を適切に実施可能な医療機関を確保	【関係施設職員の人材育成】 ○インターネットの活用等により、施設関係者向け研修を充実 【緊急時対応力の向上】 ○「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、施設の緊急時の的確な対応を促進

東京都アレルギー疾患対策推進計画（改定案）

施策の柱 I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

都民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子の回避等に取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につながられるよう、情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。

また、アレルギーや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等を進めていきます。

施策1 患者・家族への自己管理のための情報提供 ① 「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供 充実 ② 妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信 新規 ③ アレルギー疾患に関する専門医等による講演会 充実 ④ 区市町村が実施する普及啓発への支援・講演会等への専門医等の派遣 ⑤ デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内 新規 ⑥ アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開 新規	施策3 花粉症対策の推進 ① スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ないスギへの植替、伐採木材の利用促進 ② 針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減 ③ 花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供
施策2 大気環境の改善 ① 大気汚染物質の排出削減に向け、指導、審査、立入検査を実施するとともに自主的な取組を促進 充実 ② ZEVを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策 ③ 大気汚染物質の常時測定・監視、公表	施策4 アレルゲン表示など食品に関する対策 ① 食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルゲン表示の適正化、講習会等による普及啓発 ② 製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査 ③ アレルゲン表示違反による自主回収情報の提供 ④ 飲食店等における利用者へのアレルゲンに関する適切な情報提供の支援
	施策5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等 ① 生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発 ② アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等

施策の柱Ⅱ 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組んでいきます。

施策6 医療従事者の資質向上

- ① 医師、歯科医師向け研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上
- ② 専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師の育成
- ③ 薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施
- ④ 救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育
- ⑤ 医療従事者に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供

充実

充実

施策7 医療提供体制の整備

- ① 幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークを強化
- ② 拠点病院・専門病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制の構築

新規

施策8 医療機関に関する情報の提供

- ① アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供
- ② 専門的な医療機関に関する情報提供（「東京都アレルギー情報navi.」）

施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図っていきます。また、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住・滞在する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供を行っていきます。このほか、災害時に備えた体制を整備していきます。

施策9 多様な相談に対応できる体制の充実

- ① 患者やその家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施
- ② 保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等に関する相談への対応
- ③ 保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言
- ④ 区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援
- ⑤ 国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応

充実

施策11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進

- ① 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進
- ② 社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援
- ③ 社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援

充実

施策10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上

- ① 社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施
- ② デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内（再掲）
- ③ 学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施
- ④ 心肺蘇生法及びAEDの使用法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施

新規

施策12 災害時に備えた体制整備

- ① 都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発
- ② 避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援
- ③ アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄

充実